

東浦町犯罪行為等対策防犯カメラ貸与事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町が所有する犯罪行為等対策防犯カメラを、犯罪行為等を受けたもの又は受けるおそれがあるものに貸与することにより、町内での犯罪行為等の抑止を図り、安全で安心できるまちづくりを推進することを目的とする東浦町犯罪行為等対策防犯カメラ貸与事業の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪行為等対策防犯カメラ 犯罪行為等を抑止する目的で、犯罪行為等を受けた箇所又は受けるおそれのある箇所及びその周辺を撮影する装置をいう。
- (2) 犯罪行為等 窃盗等の犯罪行為及び人に著しく不安等を感じさせる迷惑行為をいう。
- (3) 建物等 町内の建物その他の工作物及び土地をいう。

(対象者)

第3条 犯罪行為等対策防犯カメラの貸与の対象者は、犯罪行為等を受けたもの又は受けるおそれがあるものとする。ただし、当該対象者と設置する建物等の所有者等が異なる場合においては、当該所有者等から事前に犯罪行為等対策防犯カメラの設置について許諾を得ているものに限る。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、犯罪行為等対策防犯カメラの貸与の対象者としなない。

- (1) 犯罪行為等対策防犯カメラの設置、管理又は運用に関する問題が生じるおそれがあると認められるとき。
- (2) 申出に係る犯罪行為等を抑止するために、恒常的な犯罪行為等対策防犯カメラの設置又は犯罪行為等対策防犯カメラによる広範囲な撮影が必要になると認められるとき。
- (3) 東浦町暴力団排除条例（平成23年東浦町条例第16号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は当該暴力団員と密接な関係を有する者

(貸与期間等)

第4条 犯罪行為等対策防犯カメラの貸与期間は、第6条第2項の規定による犯罪行為等対策防犯カメラの貸与を決定した日から1ヶ月とし、町長が必要であると認めるときは、1回に限り、貸与期間を1ヶ月延長することができる。

2 犯罪行為等対策防犯カメラの貸与数量は、犯罪行為等の抑止のため必要と認められる最少の数量とする。

(貸与料等)

第5条 犯罪行為等対策防犯カメラの貸与は、無償とする。ただし、次の各号に掲げる経費は、犯罪行為等対策防犯カメラの貸与を受けた者(以下「借受者」という。)が負担するものとする。

- (1) 記録媒体、電池交換等の犯罪行為等対策防犯カメラの使用に係る経費
- (2) 犯罪行為等対策防犯カメラの設置に要する経費
- (3) 犯罪行為等対策防犯カメラの設置場所の原状回復に要する経費

(貸与の申請)

第6条 犯罪行為等対策防犯カメラの貸与を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、東浦町犯罪行為等対策防犯カメラ貸与申請書(様式第1)を町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、犯罪行為等対策防犯カメラの貸与の可否を決定し、申請者に通知するものとする。
- 3 町長は、前項の規定により犯罪行為等対策防犯カメラの貸与を決定した申請者(以下「貸与決定者」という。)に、犯罪行為等対策防犯カメラを貸与するものとする。

(管理運用者)

第7条 貸与決定者は、犯罪行為等対策防犯カメラの管理及び運用を行う者(以下「管理運用者」という。)を定めるものとする。

- 2 貸与決定者は、犯罪行為等対策防犯カメラの貸与を受ける際に、東浦町犯罪行為等対策防犯カメラ管理運用者届出書兼誓約書(様式第2)を町長に提出しなければならない。
- 3 管理運用者は、法令を遵守し、犯罪行為等対策防犯カメラにより撮影した画像に係る個人情報について適切に取扱うものとする。
- 4 管理運用者は、犯罪行為等対策防犯カメラの設置及び管理運用に関する苦情を受けたときは、迅速かつ適正な対応をするものとする。
- 5 管理運用者は、犯罪行為等対策防犯カメラの設置及び管理運用に関し、その一切の責任を負うものとする。

(借受書の提出)

第8条 借受者は、犯罪行為等対策防犯カメラを設置したときは、速やかに東浦町犯罪行為等対策防犯カメラ借受書(様式第3)に犯罪行為等対策防犯カメラの設置状況が分かる書類を添えて、町長に提出するものとする。

(借受内容の変更)

第9条 借受者は、前条の規定により提出した借受書の内容に変更が生じるときは、事前に東浦町犯罪行為等対策防犯カメラ借受内容変更届(様式第4。以下「変更届」という。)を町長に提出するものとする。

2 借受者は、管理運用者を変更するときは、事前に東浦町犯罪行為等対策防犯カメラ管理運用者届出書兼誓約書を町長に提出するものとする。

(犯罪行為等対策防犯カメラの設置)

第10条 管理運用者は、犯罪行為等対策防犯カメラの設置に当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 第6条の規定に基づく申請に係る建物等以外の場所に犯罪行為等対策防犯カメラを設置しないこと。
- (2) 犯罪行為等対策防犯カメラの設置目的を達成するために最も適切な撮影範囲となるよう調整し、他の住宅等の私的な空間を撮影しないこと。
- (3) 犯罪行為等対策防犯カメラの設置場所付近の見やすい場所に、犯罪行為等対策防犯カメラを設置していることを掲示すること。
- (4) 犯罪行為等対策防犯カメラに装着している記録媒体を保護するため、当該記録媒体を犯罪行為等対策防犯カメラから容易に取り出すことができないよう、常時施錠しておくこと。

(守秘義務)

第11条 管理運用者は、犯罪行為等の抑止以外の目的で、犯罪行為等対策防犯カメラにより撮影した画像により知り得た情報を漏らしてはならない。管理運用者でなくなった後も同様とする。

(犯罪行為等対策防犯カメラの返還)

第12条 借受者は、貸与期間が満了する日までに、東浦町犯罪行為等対策防犯カメラ返還届(様式第5)を添えて、町長に犯罪行為等対策防犯カメラを返還するものとする。

2 町長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、借受者に犯罪行為等対策防犯カメラを返還させることができる。

- (1) 借受者が偽りその他不正な手段により、貸与を受けたとき。
- (2) 借受者又は管理運用者がこの要綱の規定に違反したとき。
- (3) 借受者が第3条に規定する貸与の対象者に該当しなくなったとき。
- (4) 借受者が貸与期間を超えて、犯罪行為等対策防犯カメラを返還しないとき。

(廃棄)

第13条 管理運用者は、必要がなくなったときは、記録媒体に記録された画像のデータの消去又は当該記録媒体の破棄等の処理を行うものとする。

(損害賠償)

第14条 町長は、借受者又は管理運用者が、故意若しくは過失により犯罪行為等対策防犯カメラを毀損し、若しくは紛失し、犯罪行為等対策防犯カメラを第三者に譲渡し、又は犯罪行為等対策防犯カメラを担保に供した場合は、借受者に現品又は町長

が相当と認める金額をもって賠償させることができる。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

様式第1（第6条関係）

東浦町犯罪行為等対策防犯カメラ貸与申請書

年 月 日

東浦町長

（申請者）

住所又は所在地

氏 名

東浦町犯罪行為等対策防犯カメラ貸与事業実施要綱の規定に基づき、下記のとおり犯罪行為等対策防犯カメラの貸与を申請します。（□には☑を入れてください。）

記

本申請に係る建物等	所在地	東浦町大字		
	所有者又は管理者	□ 申請者と同じ □ 所有者 □ 管理者 ※ 申請者以外の場合、住所、氏名、連絡先を記載してください。また、本申請に係る建物等の所有者又は管理者が本申請を許諾することを証する書面を提出してください。		
	犯罪行為等の内容及び箇所			
本申請に関する連絡先	住所又は所在地			
	氏名			
	電話		FAX	
	メール			

本申請書の提出に当たり、次のことに同意し、又は確約します。（□に☑を入れて署名してください）

- 東浦町犯罪行為等対策防犯カメラ貸与事業実施要綱を遵守すること。
- 犯罪行為等対策防犯カメラの設置は、犯罪行為等の抑止及び犯人の検挙を保証するものではなく、犯罪行為等対策防犯カメラ設置後の犯罪行為等の発生に関し町は責任を負わないこと。
- 犯罪行為等対策防犯カメラの設置により、壁面の穴等完全な原状回復が難しい痕跡が生じる場合があること。
- 本申請に係る犯罪行為等が発生している建物等の所有者又は管理者の承諾を得ていること。

（申請者署名）

様式第2（第7条、第9条関係）

東浦町犯罪行為等対策防犯カメラ管理運用者届出書兼誓約書

年 月 日

東浦町長

（借受者）

住所又は所在地

氏 名

東浦町犯罪行為等対策防犯カメラ貸与事業実施要綱の規定に基づき、下記のとおり、管理運用者を定めましたので届け出ます。借受以降の管理については、管理運用者が適切に行います。

記

管理運用者	住所又は所在地	
	氏名	
	電話	
	FAX	
	メール	

東浦町犯罪行為等対策防犯カメラ管理運用者誓約書

以下の全ての項目を確認し、署名の上、提出してください。（確認した項目の□に☑を入れてください）

- 東浦町犯罪行為等対策防犯カメラ貸与事業実施要綱（以下「要綱」という。）に基づき、犯罪行為等対策防犯カメラの設置及び管理運用をします。
- 犯罪行為等対策防犯カメラの設置又は管理運用に関する苦情を受けたときは、速やかに対応します。
- 犯罪行為等対策防犯カメラの設置及び管理運用に関し、その一切の責任を負います。
- 設置した犯罪行為等対策防犯カメラの設置場所又は設置方法を変更するときは、あらかじめ町長に届け出ます。
- 申請に係る建物等以外の場所に犯罪行為等対策防犯カメラを設置しません。
- 犯罪行為等対策防犯カメラの設置目的を達成するために最も適切な撮影範囲となるよう調整し、他の住宅等の私的な空間を撮影しません。
- 犯罪行為等対策防犯カメラの設置場所付近の見やすい場所に、犯罪行為等対策防犯カメラを設置していることを掲示します。
- 記録媒体を犯罪行為等対策防犯カメラから容易に取り出すことができないよう、常時施錠します。
- 犯罪行為等の抑止以外の目的で、犯罪行為等対策防犯カメラにより撮影した画像により知り得た情報を漏らしません。管理運用者でなくなった後も同様に遵守します。
- 必要がなくなったときは、記録媒体に記録された画像のデータの消去又は当該記録媒体の破棄等の処理をします。
- 故意又は過失により犯罪行為等対策防犯カメラを毀損又は紛失、第三者への譲渡、担保に供した場合は、現品又は町長が相当と認める金額を賠償します。

東浦町犯罪行為等対策防犯カメラ貸与事業実施要綱の規定に基づき定められた管理運用者として、上記の事項を確認し遵守します。

年 月 日

（管理運用者署名）

様式第3（第8条関係）

東浦町犯罪行為等対策防犯カメラ借受書

年 月 日

東浦町長

(借受者)

住所又は所在地

氏 名

東浦町犯罪行為等対策防犯カメラ貸与事業実施要綱の規定に基づき、下記のとおり、犯罪行為等対策防犯カメラの貸与を受けましたので、届け出ます。（□には☑を入れてください）

記

設置場所(建物等)	
所在地	東浦町大字
具体的な箇所 (設置方法)	<input type="checkbox"/> 犯罪行為等対策防犯カメラが適切に設置されていることを確認しました。
所有者又は管理者	<input type="checkbox"/> 借受者 <input type="checkbox"/> その他※1
貸与期間	年 月 日から 年 月 日
借受中の連絡先	<input type="checkbox"/> 管理運用者 <input type="checkbox"/> その他※2

※その他の場合のみ記入

その他※1

下記の <input type="checkbox"/> 所有者 <input type="checkbox"/> 管理者 から防犯カメラの設置の許諾を得ています。	
住所又は所在地	
氏名	

その他※2

住所又は所在地	
氏名	
電話	
FAX	
メール	

様式第4（第9条関係）

東浦町犯罪行為等対策防犯カメラ借受内容変更届

年 月 日

東浦町長

(借受者)

住所又は所在地

氏 名

東浦町犯罪行為等対策防犯カメラ貸与事業実施要綱の規定に基づき、下記のとおり、犯罪行為等対策防犯カメラの借受内容の変更を届け出ます。

記

1 変更が生じる項目

	変更前	変更後
(1)借受者		
(2)設置場所※		
(3)貸与期間		
(4)借受中の連絡先		

2 変更が生じる理由

変更理由	
------	--

※（2）設置場所に変更が生じる場合、□には☑を入れて署名してください。なお、借受者が所有者又は管理者の場合は、署名は不要です。

□ 犯罪行為等対策防犯カメラの設置に関し、変更後の設置場所の所有者又は管理者の許諾は得ています。

(借受者署名)

様式第5（第12条関係）

東浦町犯罪行為等対策防犯カメラ返還届

年 月 日

東浦町長

(借受者)

住所又は所在地

氏 名

東浦町犯罪行為等対策防犯カメラ貸与事業実施要綱の規定に基づき、下記のとおり、貸与を受けた犯罪行為等対策防犯カメラを返還します。

記

本届出に関する連絡先

住所又は所在地	
氏名	
電話	
FAX	
メール	